

職員の懲戒処分について

今般、地方公務員法第29条に基づき、津別町職員の懲戒処分を行いましたので、津別町職員の懲戒処分等の公表基準により公表します。

1 被処分者

(1) 役職

主事

(2) 所属

建設課

(3) 性別、年齢

男性、27歳

2 事案概要

被処分者は、令和8年5月13日に不同意性交等の容疑で逮捕されたが、その後、同年5月29日付けで不起訴処分となった。刑事上の責任は問われなかったが、一連の行動は公務外非行として地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）に抵触するものと認められる。

3 処分内容

停職3か月

4 処分年月日

令和8年6月15日